

阿賀野都市計画道路の変更 (阿賀野市決定)

- 1 都市計画道路中、3・4・1号 下条日の出線、3・4・3号 向野大路線、3・6・8号 百津小里線、3・4・10号 中島線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

長期未着手となっている都市計画道路について、時間の経過による人口の減少や自動車交通需要の鈍化等、社会情勢の変化に対応するため見直しを行った結果、都市計画道路の廃止を行うものである。

都市計画の案の理由書

1 都市の将来像における位置づけ

都市計画道路は、多様な機能を持っており、都市の住民が社会生活を営むうえで必要不可欠な社会基盤の一つであり、本市においてもこれまでに19路線を都市計画に定めるとともに、順次整備を進め、重要な都市施設として大きな役割を果たしてきた。

本市の都市計画道路は、その多くが昭和30～60年代に都市計画決定されており、全路線において都市計画決定後20年以上が経過している。都市計画道路の計画区域では建築の制限がかかり、長期にわたって土地所有者等の権利を制限している側面もある。

阿賀野市都市計画マスタープランでは、都市づくりにおける交通体系の整備方針として、一般国道49号、国道49号阿賀野バイパス（整備中）などを広域幹線道路とし、市内の各拠点や集落を結ぶ道路、国道や主要地方道と連絡する道路を市街地の骨格を形成する道路として都市計画道路を位置付けている。一方で、整備が進まない都市計画道路については、新潟県都市計画道路見直しガイドラインの運用により、鋭意、見直し作業を行うとある。

2 都市計画の必要性

都市計画道路は、都市の住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導、防災機能等、様々な機能を持ち、本市のまちづくりの方向性を決める重要な役割を担う都市施設として、これまで都市計画に定めてきた。

その一方で、都市計画の決定以来、長期にわたって事業化されていない未着手の道路の存在、それに伴う時間経過の中で都市計画道路としての必要性そのものや、道路整備に対する住民意識の変化、更には人口減少や将来自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時の社会情勢が大きく変化してきている。

そのため、現在の社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応した都市計画道路網に見直すものとし、この見直しの結果、必要性が低下した区間の都市計画道路を廃止するため、今回、都市計画の変更を行うものである。

3 位置・区域・規模の妥当性

(1) 3・4・1号 下条日の出線 ※全区間廃止

当路線は、昭和 31 年に将来交通量の増大と土地利用を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化しており、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、JR 水原駅方面と瓢湖を結び、阿賀野市水原地区を東西に貫通する路線であり、市街地内の交通を広域幹線や地区間幹線に分散誘導を図る道路であるが、起点より国道 49 号の間は、市道市役所水小線、市道水原小学校線が、国道 49 号から瓢湖の間は、市道旭町外城線が、瓢湖から終点の間は、一般県道水原出湯線が同様の交通処理機能を担っている、

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、水原市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への影響は軽微であることが確認された。

当路線の周辺では新たな宅地開発等は進んでおらず、今後も市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな道路整備の必要性は低い。また、当路線区間の道路区域内に多数の既成市街地が存在し、道路整備に伴い地域が分断されることに加え、多数の家屋が移転対象となるため、これまで築き上げてきたコミュニティに影響を与えることが懸念される。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

(2) 3・4・3号 向野大路線 ※全区間廃止

当路線は、昭和 31 年に将来交通量の増大と土地利用を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化しており、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、阿賀野市水原地区を南北に貫通する路線であり、地区内の交通を地区間幹線に誘導を図る道路であるが、平行する一般県道水原停車場線及び市道泉町学校線、市道停三泉町線と市道若葉町安野川線が同様の交通処理機能を担っている。

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、水原市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への影響は軽微であることが確認された。

当路線の周辺では新たな宅地開発等は進んでおらず、今後も市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな道路整備の必要性は低い。また、当路線区間の道路区域内に多数の既成市街地が存在し、道路整備に伴い地域が分断されることに加え、多数の家屋が移転対象となるため、これまで築き上げてきたコミュニティに影響を与えることが懸念される。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今

後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

(3) 3・6・8号 百津小里線 ※全区間廃止

当路線は、昭和 31 年に将来交通量の増大と土地利用を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化しており、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、阿賀野市水原地区の JR 羽越本線により分断されている東西の市街地を連絡する機能を持つ道路であるが、起点より国道 460 号線の間は、(仮)安野川堤防線(新設予定)、市道安野川右岸線(整備中)が、国道 460 号線から終点までの間は市道中山口南線、市道安小小里線が同様の交通処理機能を担っている。

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、水原市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への影響は軽微であることが確認された。

当路線の周辺では新たな宅地開発等は進んでおらず、今後も市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな道路整備の必要性は低い。また、用途地域内においては、当路線区間の道路区域内に多数の既成市街地が存在し、道路整備に伴い地域が分断されることに加え、多数の家屋が移転対象となるため、これまで築き上げてきたコミュニティに影響を与えることが懸念される。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

(4) 3・4・10号 中島線 ※全区間廃止

当路線は、平成 11 年に将来交通量の増大と土地利用を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化しており、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、3・4・4号 水原停車場線と 3・6・9号 山口外城線を結び、阿賀野市水原地区と笹神地区方面の交通を担う道路であるが、市道中島横山線が同様の交通処理機能を担っている。

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、水原市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への影響は軽微であることが確認された。

また、路線の周辺は用途地域外でもあり宅地開発の見込みはなく、今後も市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな道路整備の必要性は低い。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

■変更の概要（新旧対照表）

（新）

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	<u>(3・4・1)</u>	<u>(下条日の出線)</u>	/									・全区間廃止
	<u>(3・4・3)</u>	<u>(向野大路線)</u>										・全区間廃止
	<u>(3・6・8)</u>	<u>(百津小里線)</u>										・全区間廃止
	<u>(3・4・10)</u>	<u>(中島線)</u>										・全区間廃止

（旧）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	<u>3・4・1</u>	<u>下条日の出線</u>	<u>阿賀野市下条町</u>	<u>阿賀野市水原字上千刈</u>	<u>阿賀野市岡山町</u>	<u>約 1,640m</u>	<u>地表式</u>	<u>2車線</u>	<u>18.0m</u>	<u>幹線街路と平面交差5か所</u>	/
	<u>3・4・3</u>	<u>向野大路線</u>	<u>阿賀野市中央町二丁目</u>	<u>阿賀野市稲荷町</u>	<u>阿賀野市下条町</u>	<u>約 1,020m</u>	<u>地表式</u>	<u>2車線</u>	<u>16.0m</u>	<u>幹線街路と平面交差4か所</u>	
	<u>3・6・8</u>	<u>百津小里線</u>	<u>阿賀野市学校町</u>	<u>阿賀野市小里</u>	<u>阿賀野市緑町</u>	<u>約 2,770m</u>	<u>地表式</u>	<u>2車線</u>	<u>11.0m</u>	<u>JR羽越本線と立体交差幹線街路と平面交差5か所</u>	
	<u>3・4・10</u>	<u>中島線</u>	<u>阿賀野市中島町</u>	<u>阿賀野市水原字諏訪ノ木</u>	<u>阿賀野市水原字親田</u>	<u>約 540m</u>	<u>地表式</u>	<u>2車線</u>	<u>16.0m</u>	<u>幹線街路と平面交差2か所</u>	

下線部を変更

■阿賀野都市計画道路を変更する土地の区域（阿賀野市決定）

名称		変更前	廃止する区域	追加する区域	変更後
3・4・1号	下条日の出線	阿賀野市 下条町、岡山町、中島町、外城町、日の出町、水原字上千刈の各一部	阿賀野市 下条町、岡山町、中島町、外城町、日の出町、水原字上千刈の各一部		
3・4・3号	向野大路線	阿賀野市 中央町二丁目、下条町、若葉町、稻荷町の各一部	阿賀野市 中央町二丁目、下条町、若葉町、稻荷町の各一部		
3・6・8号	百津小里線	阿賀野市 学校町、百津町、緑町、稻荷町、若葉町、下条町、下条字下夕道・中道、南安野町、山口字名平窪・城ヶ窪、山口二丁目、小里の各一部	阿賀野市 学校町、百津町、緑町、稻荷町、若葉町、下条町、下条字下夕道・中道、南安野町、山口字名平窪・城ヶ窪、山口二丁目、小里の各一部		
3・4・10号	中島線	阿賀野市 中島町、中島字仲蔵、水原字諏訪ノ木・字新田の各一部	阿賀野市 中島町、中島字仲蔵、水原字諏訪ノ木・字新田の各一部		

【様式－２８ 経緯の概要】

阿賀野都市計画道路の変更（阿賀野市決定）

事 項	時 期	備 考
素案説明会	令和４年５月２７日	
公聴会	中止	
意見照会	令和４年７月１５日	
意見照会回答	令和４年９月８日	
都市計画案の縦覧	令和４年１０月１１日から 令和４年１０月２５日まで	
阿賀野市都市計画審議会	令和４年１１月８日	
新潟県知事への協議	令和４年１１月２９日	
新潟県知事への協議回答	令和４年１２月６日	
決定告示	令和４年１２月１６日	